

■現物給与及び福利厚生費の税務対策

I 現物給与と福利厚生費

給与は金銭で支給されるのが通例であるが、食事の現物支給や商品の値引販売など金銭以外の「物又は権利その他の経済的利益」をもって支給される場合がある。

通常、これらを「経済的利益」又は「現物給与」と呼ぶが、この経済的利益又は現物給与とは、金銭による給与以外の従業員が受ける経済的利益のすべてをいい、その範囲は極めて広く、資産としての「物」や「権利」だけでなく、「用役提供」や「債務免除」などもこれに該当する。そして、所得税法においては、金銭による給与のみならず、これらの経済的利益も給与所得の収入金額としてとらえることとしている。この場合の収入金額は、その物又は権利を取得し、又は経済的利益を享受する時の時価によることとされている。(所法 36①、②、所令 84 の 2)

一方、勘定科目の「福利厚生費」とは、会社で従業員が働くための環境を整え、従業員が能力を発揮するための費用である。例えば、物理的環境

としては、事務所、工場などの照明、換気、温度調節、安全設備などの整備のほか、医療衛生設備、食堂、体育施設なども必要とされている。

また、精神的環境を整えるものとしては、クラブ活動や運動会・文化祭、社員慰安旅行など、人と人の結びつきを高めるための費用支出もある。さらに、経済的環境として、法律によって支出を強制されている健康保険、厚生保険などのいわゆる社会保険料の会社負担分や、内規により行われる慶弔費の支出も福利厚生費の範囲に含まれる。

この福利厚生費にかかる問題は、税務上の現物給与にかかる規定に密接に関わっており、それらに関する税務上の取扱いを十分理解してかかる必要がある。

以下、福利厚生制度の一環として支給されるもので、現物給与等として課税上問題となる項目について解説することとする。

II 現物給与に対する課税上の取扱い

1. 通勤用定期乗車券等

企業では従業員に対して通勤手当や通勤用の定期乗車券を支給するのが一般的である。通勤用定期乗車券等の現物を支給する場合、原則として、1か月100,000円までの部分については課税されない。(所法 9④五、所令 20 の 2)

この通勤手当の非課税規定は、基礎控除方式をとっているもので、その支給する通勤用定期乗車券の額が非課税限度額を超えている場合は、その非課税限度額までの部分について非課税とされ、その超える部分については給与等として課税されることになる。

具体的には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ1か月当たり次に掲げる金額(別表参照)までは課税されないこととされている。

【留意すべきチェックポイント】

この非課税限度額超過部分は、その定期乗車券を交付した月の給与に加算して源泉徴収額の計算を行うことになるが、通用期間が長期のもので、このような計算をしてその月の給与に加算すべき金額が著しく過大な場合は、この金額を賞与として取扱って源泉税の計算を行っても差支えない。

〈別表〉 通勤手当の区分と非課税限度額

区 分		課税されない金額
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当		1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 100,000 円)
② 自転車や自動車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道 45 km 以上である場合	24,500 円 〔運賃相当額が 24,500 円を超える場合には、その運賃相当額 (最高限度 100,000 円)〕
	通勤距離が片道 35 km 以上 45 km 未満である場合	20,900 円 〔運賃相当額が 20,900 円を超える場合には、その運賃相当額 (最高限度 100,000 円)〕
	通勤距離が片道 25 km 以上 35 km 未満である場合	16,100 円 〔運賃相当額が 16,100 円を超える場合には、その運賃相当額 (最高限度 100,000 円)〕
	通勤距離が片道 15 km 以上 25 km 未満である場合	11,300 円 〔運賃相当額が 11,300 円を超える場合には、その運賃相当額 (最高限度 100,000 円)〕
	通勤距離が片道 10 km 以上 15 km 未満である場合	6,500 円
	通勤距離が片道 2 km 以上 10 km 未満である場合	4,100 円
	通勤距離が片道 2 km 未満である場合	(全額課税)
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券		1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 100,000 円)
④ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券		1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 100,000 円)

(注) 運賃相当額とは、その交通用具を使用している人が交通機関を利用したとしたならば負担することとなる 1 か月当たりの合理的な運賃等の額をいう。

2. 食事の現物給与

食事の支給による現物給与は、その支給が福利厚生的な面があることを考慮し、次のように取り扱われることとされている。

(1) 昼食の支給

次のいずれにも該当する場合は食事の支給による経済的利益はないものとして課税されない。(所基通 36-38 の 2)

① 役員又は使用人が価額の 50% 以上を負担していること。

② 使用者の負担額が月額 3,500 円以下であること。

(注) 1. 使用者負担額が 3,500 円以下であるかどうかの判定は、その食事の価額から、本人負担額を差し引いた後の残額に 105 分の 100 (10 円未満切捨) を乗じた金額による。(平 9 課法 8-1)

105 分の 100 を乗じた金額に 10 円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てる。

(注) 2. 食事の価額は、次のように評価する。(所基通 36-38)

(イ) 使用者が調理して支給する食事は、主食、副食の材料(調味料を含む)などに要する直接費の額により評価する。給食のための人件費や水道光熱費などの間接的な費用は評価に当たって考慮しなくても差し支えない。

(ロ) 使用者が他から購入して支給する食事はその購入価額により評価する。

(2) 残業又は宿日直に当たりの食事

残業など通常の勤務時間外に勤務したものに対して支給する食事は、これらの勤務に伴う実費弁償的な面があることを考慮して課税されない。(所基通 36-24) ただし、宿日直に当って宿日直料を支給した場合には、宿日直料の非課税限度額は 4,000 円から食事の費用を控除した金額となる。(所基通 28-1)

(3) 船員に支給される食事

船員法第 80 条《食事の支給》により支給される食事は、職務の性質上欠くことのできないものとして非課税とされている。(所法 9①六、所令 21-1)

(4) 深夜勤務者の食事代

いわゆる深夜勤務者に支給する夜食についても一般の使用人に対する食事の現物給与として取り扱われるが、この深夜勤務者に支給する夜食の現物給与に関連して特に次の取扱いが認められている。

すなわち、深夜勤務者(労働協約又は就業規則等により定められた正規

の勤務時間による勤務の一部又は全部を午後10時から翌日午前5時までの間において行う者をいう)に対し、使用者が調理施設を有しないことなどにより深夜勤務に伴う夜食を現物で支給することが著しく困難であるためその夜食の現物支給に代え通常の給与に加算して勤務1回ごとの定額で支給する金銭で、その1回の支給額が300円以下のものについては課税しないこととされている。(昭和59直法6-5)

〔留意すべきチェックポイント〕

- ① 食事の支給による現物給与は、使用者の負担額が月額3,500円以下で、かつ、食事の価額の半額以上を従業員から徴収していれば課税されない。
- ② 残業等の際に支給する食事は課税されない。
- ③ 昼食の現物給与に関し、使用者の負担額が月額3,500円以下であるかどうかについては、消費税を除いたところで判定する。

3. 有価証券の現物給与

有価証券(商品券を含む)の現物給与については、金額のいかんにかかわらず、すべて給与所得(退職により支給するものは退職所得)として課税される。評価の方法は支給時の価額による。(所基通36-36)

役員又は使用人に株式等を取得する権利を与えた場合は、次によるものとされる。

- ① 当該権利を与えられた取締役又は使用人がこれを行使した場合…給与所得とする。ただし、退職後に当該権利の行使が使われた場合において、たとえば、権利付与後短期のうちに退職を予定している者に付与され、かつ、退職後長期間にわたって生じた株式の値上がり益に相当するものが主として供与されているなど、主として職務の遂行に関連を有しない利益が供与されていると認められるときは、雑所得とする。
- ② 有利な発行価額により株式を取得する権利を与えられた者がこれを行使した場合…一時所得とする。ただし、当該発行人の役員又は使用人に対しその地位又は職務等に関連して新株を取得する権利を与えられたと認められるときは、給与所得又は退職所得とする。(所基通23~35共-6(1)。平8課法8-2、課所4-5および平10課法8-2、課所4-5により改正)

4. 商品、製品等の現物給与

使用者が役員又は使用人に対して支給する商品、製品等の物品については、その全額が給与所得として課税される。この場合、その評価額は、次に掲げる価額による。(所基通36-39)

- ① 使用者において通常他に販売するものである場合には、使用者の通常の販売価額。
- ② 使用者において通常他に販売するものでない場合には、通常売買される価額。ただし役員又は使用人に支給するため使用者が他から購入したものであり、かつ、その購入時から支給時までの間にその価額にさして変動がないものであるときは、その購入価額によることができる。

5. 商品、製品等の値引販売

会社などが役員や使用人に商品や製品等を支給したときはその全額が課税の対象となる。ただし自社の取扱う商品、製品等の値引販売をすることによる経済的利益で、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合は課税されない。(所基通36-23)

- (1) 値引販売の価額が、その取得価額以上で、しかも通常他に販売する価額に比し著しく低額(概ね70%未満)でないこと。
- (2) 値引率が役員又は使用人の全部につき一律か、又は勤続年数などに応じた合理的なバランスが保たれた率で行われていること。
- (3) 値引販売を受けた商品などの数量が、一般の消費者が自分の家事のために通常消費すると認められる程度のものであること。

6. 制服等の支給

職務の性質上制服の着用を要する従業員に支給した制服その他の身の回り品や、専ら勤務先でのみ着用するために支給した事務服や作業服等については課税されない。(所法9①六、所令21二、三、所基通9-8) この場合、「身の回り品」とは、職務の性質上着用すべき制服と一体となる帽子、ワイシャツ、ネクタイ、手袋、靴、靴下、き傘等で制服とともに着用すべきものをいう。

ただし、会社等が制服の着用を義務づけている場合であっても、その制服がスーツ等勤務場所以外でも自由に着用できるようなものであるときは、給与所得として課税される。

○現物給与

1	<p>通勤手当（所令20の2）</p> <p>(1) 交通機関の利用による運賃等、1か月当たり100,000円まで非課税</p> <p>(2) 自動車、自転車等の交通用具の使用</p> <table border="1"> <tr> <td>片道2km未満</td> <td>全額課税</td> </tr> <tr> <td>片道2km以上10km未満</td> <td>1か月当たり4,100円まで非課税</td> </tr> <tr> <td>片道10km以上15km未満</td> <td>1か月当たり6,500円まで非課税</td> </tr> <tr> <td>片道15km以上25km未満</td> <td>1か月当たり11,300円まで非課税</td> </tr> <tr> <td>片道25km以上35km未満</td> <td>1か月当たり16,100円まで非課税</td> </tr> <tr> <td>片道35km以上45km未満</td> <td>1か月当たり20,900円まで非課税</td> </tr> <tr> <td>片道45km以上</td> <td>1か月当たり24,500円まで非課税</td> </tr> </table> <p>■ 片道15km以上で交通用具を使用している人が交通機関を利用した時に負担することとなる1か月当たりの合理的な運賃等が11,300円、16,100円、20,900円又は24,500円を超える場合には、その運賃等の額（最高100,000円）とします。</p> <p>■ 交通機関と交通用具利用の場合は（1か月当たりの合理的な運賃等+（2））（最高100,000円）</p>	片道2km未満	全額課税	片道2km以上10km未満	1か月当たり4,100円まで非課税	片道10km以上15km未満	1か月当たり6,500円まで非課税	片道15km以上25km未満	1か月当たり11,300円まで非課税	片道25km以上35km未満	1か月当たり16,100円まで非課税	片道35km以上45km未満	1か月当たり20,900円まで非課税	片道45km以上	1か月当たり24,500円まで非課税
片道2km未満	全額課税														
片道2km以上10km未満	1か月当たり4,100円まで非課税														
片道10km以上15km未満	1か月当たり6,500円まで非課税														
片道15km以上25km未満	1か月当たり11,300円まで非課税														
片道25km以上35km未満	1か月当たり16,100円まで非課税														
片道35km以上45km未満	1か月当たり20,900円まで非課税														
片道45km以上	1か月当たり24,500円まで非課税														
2	<p>残業・日直・宿直者の食事（所基通36-24）非課税</p> <p>深夜勤務者に対する食事（昭59直法6-5）※</p> <p>夜食の現物給与に代えて、通常の給与に加算して勤務1回ごとに定額で支給する金銭で1回の支給額が300円以下であるものは非課税。</p>														
3	<p>宿・日直料（平10.12課法8-4、課所4-9）</p> <p>1回4,000円以下の部分は非課税</p> <p>〔課税されるケース〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 給与にスライドして計算する場合 ● 代休を与えている場合 ● 本来の職務となっている場合 														
4	<p>創業記念品等（所基通36-22）※</p> <p>創業記念等に際し、支給する記念品（金銭は含みません）でその記念品が社会通念上記念品としてふさわしいものであり、かつ、その処分見込価額が1万円以下であり、さらに一定期間ごとに到来する記念についてはおおむね5年以上の期間ごとに支給するものは非課税</p>														
5	<p>食事の現物給与（所基通36-38、38-2）※</p> <p>（原則）その食事の価額の50%以上の対価を給与所得者から徴収している場合は非課税</p> <p>◎会社等使用者が負担した食事の価額が50%を超える場合、又は月額3,500円を超える場合はその全額を給与とします。</p>														
6	<p>旅費交通費等（所基通9-3）</p> <p>職務上の旅行に必要な交通費、宿泊費、日当、転勤、就職、退職に伴い必要な交通費、宿泊費、運賃等は非課税</p>														
7	<p>レクリエーション等の費用（所基通36-30）</p> <p>従業員の運動会、慰安会等のレクリエーションの費用は非課税</p> <p>◎（ただし、自己都合による不参加者に費用相当額を支給する場合は参加者・不参加者共給与となります。会社の必要による不参加者のみ費用相当額を支給したときは、その者だけ課税されます。）</p>														

8	<p>慰安旅行（平元直所3-13）</p> <p>次のいずれにも該当する慰安旅行で費用が社会通念上相当のものは非課税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行に要する期間4泊5日（海外旅行のときは目的地の滞在日数）以内であること ・旅行の参加者が全従業員等の50%以上であること
9	<p>永年勤続者表彰費用（所基通36-21）</p> <p>記念品、旅行招待費で表彰者の地位に照らして社会通念上相当と認められかつ、おおむね10年以上の在職者に5年以上の間隔をおいて行われるものは非課税（◎金銭の支給は給与となります。）</p> <p>永年勤続者の海外招待旅行→ (昭60直法6-4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■勤続20年の従業員 おおむね10万円 ■勤続30年の従業員 おおむね20万円 <p>は非課税</p>
10	<p>住宅の取得に伴う利子（平成22年12月31日までの借入金対応分に限りです。）（(平22改正措法附則58）（旧措法29、旧措令19の2））</p> <p>(1) 使用者から1%の利子率以上で住宅資金の貸付を受けた場合の利益は非課税</p> <p>(2) 銀行等から住宅資金との貸付けを受けた場合の1%を超える利子について使用者から補給を受けた場合の利益は非課税</p> <p>◎ 自己の負担する利子率が1%未満となる場合、年1%と支払利率との差額の利子相当額が課税されることになります。</p>
11	<p>社宅の家賃（所基通36-40.41.42）</p> <p>別表（P142）の通り（通常の賃貸料[A]＞徴収家賃[B]のとき[A]-[B]は給与）</p>
12	<p>少額な保険料等（所基通36-32）</p> <p>使用者が負担する月額300円以下の保険料（社会保険料の法定額以上負担がある場合は法定超過分を計算します。また、役員のみを対象とする場合は課税されます。）</p>
13	<p>損害賠償金等（所基通36-33）</p> <p>損害賠償金等の基因となった行為が、使用者の業務の遂行に関連するもので、かつ、行為者の故意又は重過失に基づかないものは非課税。</p> <p>☆それ以外は原則として給与等となりますが、その行為者の支払能力等からみてその者に負担させられないためやむを得ず使用者が負担した部分は課税されません。</p>
14	<p>商品等の値引販売（所基通36-23）</p> <p>取扱商品等（有価証券、食事は除きます。）の値引販売で、次のいずれにも該当するものは非課税</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 販売価額が仕入価額以上で、かつ、他への販売価額の70%未満でないこと。 ● 役員、使用人の全部について値引率が一律、又は全体として合理的なバランスが保たれていること。 ● 販売数量が一般消費者として自己の家事への通常消費量であること。

※2、4、5の場合所得税法等に定める所定の評価方法で評価した金額× $\frac{100}{108}$ の金額で判定します。